

阿賀野市条例第 23 号

阿賀野市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例

阿賀野市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成 28 年阿賀野市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「平成 16 年」の次に「阿賀野市」を加え、「阿賀野市個人情報保護条例（平成 17 年条例第 6 号。以下「個人情報保護条例」という。）」を「個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

（定義）

第 1 条の 2 この条例において「実施機関」とは、情報公開条例第 2 条第 1 号に規定する実施機関及び阿賀野市個人情報保護法施行条例（令和 4 年阿賀野市条例第 22 号）第 2 条第 2 項に規定する実施機関をいう。

第 2 条第 1 項第 2 号中「実施機関（情報公開条例第 2 条第 1 号に規定する実施機関をいう。次項において同じ。）の諮問に応じて」を削り、同項第 3 号中「個人情報保護条例第 7 条の 2」を「特定個人情報保護評価に関する規則（平成 26 年特定個人情報保護委員会規則第 1 号）第 7 条第 4 項」に改め、「実施機関（個人情報保護条例第 2 条第 1 号に規定する実施機関をいう。次号において同じ。）からの」を削り、同項第 4 号中「個人情報保護条例第 23 条第 1 項」を「個人情報の保護に関する法律第 105 条第 3 項において準用する同条第 1 項」に改め、「実施機関の諮問に応じて」を削り、同項に次の 1 号を加える。

（5） 阿賀野市個人情報保護法施行条例第 5 条の規定により、審議すること。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。